

業 務 着 手 通 知 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

次のとおり業務委託を着手しましたので通知します。

記

請 求 番 号	令和	年度	第	号
委 託 名 称				
委 託 場 所				
契 約 年 月 日	令和	年	月	日
着 手 年 月 日	令和	年	月	日
完 了 期 限	令和	年	月	日

[大阪港湾局記載欄]

業 務 工 程 表

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

1 請 求 番 号 : 令和 年度 第 号

2 委 託 名 称 :

3 履 行 期 間 : (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

4 工 程 表

月日 業務						

(注) 業務種別ごとに契約の日より完了期日までの所要日数をバーチャートで表すこと。

主任技術者通知書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

次のとおり定めましたので通知します。

記

1 請 求 番 号 : 令和 年度 第 号

2 委 託 名 称 :

3 主任技術者名 :

主任技術者変更通知書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 請 求 番 号 : 令和 年度 第 号
- 2 委 託 名 称 :
- 3 新 任 者 名 :
- 4 旧 任 者 名 :
- 5 理 由 :

管 理 技 術 者 通 知 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

次のとおり定めましたので通知します。

記

1 請 求 番 号 : 令和 年度 第 号

2 委 託 名 称 :

3 管 理 技 術 者 名 :

管 理 技 術 者 変 更 通 知 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 請 求 番 号 : 令和 年度 第 号
- 2 委 託 名 称 :
- 3 新 任 者 名 :
- 4 旧 任 者 名 :
- 5 理 由 :

業 務 責 任 者 通 知 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

次のとおり定めましたので通知します。

記

1 請 求 番 号 : 令和 年度 第 号

2 委 託 名 称 :

3 業 務 責 任 者 名 :

業 務 責 任 者 変 更 通 知 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 請 求 番 号 : 令和 年度 第 号
- 2 委 託 名 称 :
- 3 新 任 者 名 :
- 4 旧 任 者 名 :
- 5 理 由 :

照 査 技 術 者 通 知 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

次のとおり定めましたので通知します。

記

1 請 求 番 号 : 令和 年度 第 号

2 委 託 名 称 :

3 照 査 技 術 者 名 :

照 査 技 術 者 変 更 通 知 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

次のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 請 求 番 号 : 令和 年度 第 号
- 2 委 託 名 称 :
- 3 新 任 者 名 :
- 4 旧 任 者 名 :
- 5 理 由 :

- ☐ 主任技術者
☐ 管理技術者
☐ 業務責任者
☐ 照査技術者
☐ 担当技術者

経 歴 書（当初・変更）

ふ り が な				年 月 日 生	
氏 名					
現 住 所					
最 終 学 歴		専攻科目 ()	年 月 日 卒業		
法令等による免許 登録部門・ 番号も記入				年 月 日 取得	
				年 月 日 取得	
				年 月 日 取得	
				年 月 日 取得	
				年 月 日 取得	
職 歴	発 注 者	委 託 名 称	技術者の 種類	備 考	
			※1	自 至	
				自 至	
				自 至	
				自 至	
				自 至	
				自 至	
				自 至	
				自 至	
				自 至	
				自 至	
				自 至	
				自 至	

(注) 1 □には、該当する項目にレを記入してください。

2 最終学歴は、専攻科目まで記入してください。

3 ※1の技術者の種類には、主任技術者、管理技術者、業務責任者、照査技術者、担当技術者等を記入してください。

4 職歴については、担当した業務履歴を記入してください。

職 務 分 担 表

請 求 番 号	令和 年度 第 号		
委 託 名 称			
職 務 種 別	担当者氏名	経 歴	備 考
上記のとおり職務分担表を届出します。			
令和 年 月 日			
大 阪 市 長 様			
受 注 者			
所 在 地			
商号または名称			
代 表 者 名			

注 1 職務種別は機械又は電気等の種別と職務内容を記入すること。

2 経歴は担当者の業務経歴年数（設計経歴年数）を記入すること。なお、技術士等資格修得名も記入すること。

3 配置技術者を記入すること。

「受注者に所属することを証する書面」届出書（当初・変更）

令和 年 月 日	
大 阪 市 長 様	
受 注 者 所 在 地 商号または名称 代 表 者 名	
当該受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものであることの証明を届出します。	
請求番号 令和 年度 第 号	契約番号 第 号
委 託 名 称	
契約年月日 令和 年 月 日	完了期限 令和 年 月 日
☐ 主任技術者 ☐ 管理技術者 ☐ 業務責任者 ☐ 照査技術者 ☐ 担当技術者	

- ・ □内には、該当する項目にレを記入してください。
- ・ 貼付書面として、健康保険被保険者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書に記載された所属受注者名及び交付日より雇用関係が確認できるものの写し。
- ・ 主任技術者等の同一性の把握は、運転免許証等で氏名と生年月日と住所を確認できるものを提示。

配置技術者手持業務報告書			
☐ 管理技術者 ☐ 照査技術者 ☐ 担当技術者			
(氏 名)			
手持ち業務名	業務概要	発注機関	履行期間
	(技術者として従事)		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
	(技術者として従事)		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
	(技術者として従事)		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
	(技術者として従事)		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
	(技術者として従事)		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
	(技術者として従事)		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
	(技術者として従事)		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
	(技術者として従事)		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
	(技術者として従事)		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
	(技術者として従事)		自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
上記のとおり相違ありません。			
受 注 者 所 在 地 商号または名称 代 表 者 名		令和 年 月 日	

1 手持業務報告書の口内には、該当する項目にレを記入してください。

労 災 保 険 加 入 証 明 書

令和 年 月 日

労働基準監督署長 様

受 注 者
所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

次の業務委託について、大阪市長に労災保険加入済の事実を報告する必要がありますので、証明願います。

請 求 番 号 令和 年度 第 号

委 託 名 称 _____

委託契約期間 自 令和 年 月 日
(履行期間) 至 令和 年 月 日

業務委託内容 _____

労災保険番号 - -

証 明 欄

上記受注者が、労災保険加入済であることを証明する。

令和 年 月 日

労働基準監督署長

大阪港湾局への提出日

令和 年 月 日

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者

主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。

また、元請の契約金額が 1000 万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します※。

記

委託名称			
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託予定の相手方	再委託金額 (予定)
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	

※「また、・・・同意します。」については、測量・建設コンサルタント等業務では記載しない。

再委託業者通知書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者

主たる営業所(又は支店等)
の 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者(又は受任者)
の 氏 名

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。

記

委 託 名 称			
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再 委 託 内 容	再委託相手方	期 間	再委託金額 (確定)
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	

※建設業許可を有する業者に再委託させる場合は、備考欄に建設業許可番号を記入すること。
※契約書の写しを添付すること。

業 務 委 託 前 払 金 申 請 書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

受 注 者
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 名

次の業務委託契約について下記により前払金をお支払い下さるよう別紙の保証事業会社発行の保証証書を添えて申請致します。

記

名 称			
契 約 番 号	大 大 阪 港 調 第 号		
契 約 日	令和 年 月 日		
着 手 日	令和 年 月 日		
期 限	令和 年 月 日		
業 務 委 託 料	円		
前 払 金 申 請 書	円 ただし、業務委託料の30%(万円未満切捨て)		
上欄の前払申請を承認するものとする。		令和 年 月 日	
課長	課長代理	担当係長	係員

業務従事者通知書

請 求 番 号	令和 年度 第 号			
委 託 名 称				
氏 名	法人名	作業内容	役割	備考
上記のとおり業務従事者を通知します。				
令和 年 月 日				
大 阪 市 長 様				
受 注 者				
所 在 地				
商号または名称				
代 表 者 名				

- 注1 役割欄は、責任者・主任担当者・セキュリティ責任者等を記載すること。
- 2 従事者に変更が生じた場合は、その内容を備考欄に記載し、速やかに提出すること。
- 3 再委託を行う場合は、別途、再委託承認申請書（情報システム関係）を提出すること。

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

業務委託契約書第〇〇条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。
再委託の際は再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。
また、元請の契約金額が1000万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報（再委託に係る情報セキュリティに関する情報を除く。）をホームページ上で公表されることについて
☐ 同意します。
☐ 同意できませんので、確認書兼理由書を添えて公表の免除を申請します※。
なお、再委託承諾申請にあたっては、再委託に係る情報セキュリティ報告書もあわせて提出します。

記

委託名称			
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託予定の相手方	再委託金額 (予定)
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	

※公表に同意するか否か□にレを記入してください。

※「同意できませんので・・・免除を申請します。」は情報処理システム開発等において総合評価落札方式を採用し、システム構築体制に再委託相手先も含めた評価項目の審査を設定している場合、または随意契約の場合でやむを得ないと判断される場合に記載してください。

再委託業者通知書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

再委託承諾書（令和〇年〇月〇日付け大〇第〇〇〇号）に基づき、次のとおり通知します。
なお、再委託相手方の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うことを誓約します。

記

委託名称			
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再委託内容	再委託相手方	期間	再委託金額 (確定)
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	
	所在地 商号又は名称 代表者の氏名	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日	

※契約書の写しを添付すること。

再委託に係る情報セキュリティ報告書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 主たる営業所(又は支店等)
の所在地
商号又は名称
代表者(又は受任者)
の氏名

私(当社)が、令和〇〇年〇月〇日付けで締結した〇〇業務委託契約について、業務の一部を次のとおり再委託したいので、再委託予定先の情報セキュリティ対策状況等について報告します。

なお、下記の報告事項の変更を行うときには、事前にその旨を文書で提出します。

記

- 1 再委託業務の作業場所
- 2 従事者(委託先における情報セキュリティ対策の実施責任者の指定を含む)
※再委託先の従事者について、氏名、所属法人名、役割(実施責任者や従事者等)を記載
(名簿等の添付も可)
- 3 情報の管理方法等
 - (1) 取り扱う情報の種類
 - (2) 個人情報の有無
有 ・ 無
 - (3) 情報の管理方法、管理台帳の種類

(再委託の内容について変更がある場合)

- 1 変更前の内容
- 2 変更後の内容

(再委託承諾を受けた後に写しを大阪市へ提出すること)

再委託に係る情報セキュリティ確認書

令和 年 月 日

(大阪市からの受注者)

〇〇〇〇 様

(再委託事業者)

主たる営業所(又は支店等)

の 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者(又は受任者)

の 氏 名

私は大阪市と〇〇〇が令和〇〇年〇月〇日に締結した〇〇業務委託契約における業務の一部を履行するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

(個人情報等の保護に関する責務)

第1条 委託業務の履行にあたって個人情報及び本件業務に係る全てのデータ（以下「個人情報等」という。）を

取り扱う場合は市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）、

大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）、行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、その漏

えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じます。

2 自己の従事者その他関係人について前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じます。

第2条 委託業務の履行にあたって第1条に定めるもののほか、情報セキュリティ対策に関する体制を整備し、情報セキュリティ対策の実施責任者を予め定め書面をもって通知します。

第3条 業務履行のために提供を受けた原始資料、貸与品等及び自己で所有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体（以下「記録媒体等」という。）上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け管理状況を記録するなど適切に管理します。

2 前項の記録媒体等は、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納することにより適正に管理します。

3 第1項の記録媒体等について、廃棄、消去、又は返却を完了した場合には、その旨を文書により発注者に報告する等の適切な対応をします。

第4条 秘密と指定された事項及び本件業務の履行に関して知り得た大阪市の秘密事項は第三者に開示又は漏えいすることの無いよう扱います。

第5条 本件業務を処理するための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供しないよう扱います。

第6条 許可無く記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等の外部への持出し及び複写・複製は行わないよう扱います。

(秘密保持に関する責務)

第7条 個人情報保護及びデータ保護の重要性に鑑み、秘密保持等に遺漏のないよう就業規則、業務規定、その他の規定を整備します。

第8条 従業者に対し、秘密を保持することの職責に重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい等の防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、教育し研修を実施します。

第9条 作業場所への立ち入りはあらかじめ届出している名簿の従事者に限定します。やむを得ず代わりの者が立ち入る場合は事前に発注者に申請し許可を得ます。

第10条 作業場所への入退室者については絶えず注意を払い、定められた入室手続きに違反している者がいないかの監視を行います。

(立入検査)

第11条 情報漏えい事故が発生した場合や情報の管理状況に疑義が生じた場合等で、大阪市から事前に通知を受けた場合には、立入検査の実施について誠実に協力します。

(データ保護管理等に関する報告)

第12条 大阪市が必要とする場合は、データ保護管理の取扱状況、従業員教育に係る状況を報告します。

確 認 書 兼 理 由 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者

主たる営業所(又は支店等)

の 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者(又は受任者)

の 氏 名

次の契約における再委託に関して、貴市が得た各情報のホームページ上での公表に同意できない事項及び理由について、以下のとおりですので公表を免除願います。

記

1 委託名称 _____

2 公表に同意できない事項

☐ 再委託内容 ☐ 再委託相手先 ☐ 再委託金額

3 一部又は全部について同意できない事項がある場合の理由

(確認事項)

- (1) 公表に同意できない事項について、上記2の□にレを記入してください。
- (2) 同意されなかった事項については、その旨を表示します。
- (3) 本書における同意の有無にかかわらず、本市が得た情報については、大阪市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

大阪市長様

受注者 主たる営業所（又は支店等）
の所在地
商号又は名称
代表者（又は受任者）
の氏名

契約書に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。

また、元請の契約金額が1000万円を超えるもの（ただし、測量・建設コンサルタント等は除く）については、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します。

記

委託名称			
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再委託内容	再委託依頼理由	再委託予定の相手方	再委託金額 （予定）
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	
		所在地 商号又は名称 代表者の氏名	

大契第 号

再委託承諾書

契約書に基づき、上記の内容について、再委託を承諾します。

なお、再委託業者決定後は遅滞なく書面で報告を行ってください。

また、元請の契約金額が1000万円を超えるもの（ただし、測量・建設コンサルタント等は除く）については、再委託に関して本市が得た情報をホームページ上で公表します。

令和 年 月 日

大阪市契約管財局長

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

生 年 月 日 年 月 日生

受 任 者 名

受任者がいる場合は、
受任者名を記載して
ください。

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

生 年 月 日 年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：

契約の相手方：

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を大阪市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

生 年 月 日 年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、（ ）から、暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の（ ）に際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(売買土地の表示) :

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

※（ ）書きについては、契約の内容に応じ、不動産の売払い、不動産の貸付け、物品の売払い及び物品の貸付け用に書き換える。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

役 員 等 に 関 す る 調 書

[illegible]